

別紙

諮問第1102号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「開示請求者が請求日から1年以内に警視庁に対して申し出た苦情に関する全ての文書。苦情処理一覧簿、苦情処理表及び事実結果報告書を含むものとする。警視庁は警察署を含む。」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和5年4月7日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和6年6月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年1月29日に実施機関から理由説明書を收受し、同日（第198回第三部会）から同年4月20日（第200回第三部会）まで、3回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討

した結果、以下のように判断する。

ア 苦情の処理手続について

実施機関における苦情の処理手続については、広聴事案の処理手続に関する規程（平成13年5月31日東京都公安委員会規程第3号）及び広聴事案の処理手続に関する規程の運用について（平成13年5月31日通達甲（副監. 総. 広. 聴1）第16号）（以下併せて「処理規程等」という。）等により定められている。

文書によらない苦情の申出が警察署にあった場合、職員は処理規程等に基づき、苦情受理報告書により当該苦情を受理するとともに苦情処理一覧簿及び苦情処理票を作成し、警察署長まで報告した後、苦情処理票及び苦情受理報告書の写し（以下「苦情処理票等」という。）を広報課長に送付する。広報課長は、苦情処理票等を、当該苦情に係る事案について必要な調査及び措置（以下「調査等」という。）を行う所属の長（以下「取扱所属長」という。）宛てに送付し、送付を受けた取扱所属長は、速やかに必要な調査等を行い、その結果を広報課長に回答した後、苦情の処理結果を苦情の申出者に通知することとされている。

イ 警察手帳の呈示について

警察手帳の呈示については、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）5条に、職務の執行に当たり、警察官であることを示す必要があるときは、証票及び記章を呈示しなければならない旨規定されている。また、警視庁警察手帳規程の運用について（平成14年9月18日通達甲（総. 装. 装1）第7号）において、「警察官であることを示す必要があるとき」とは、職務の執行に当たり、相手方から身分証の呈示を求められたとき、又はあらかじめ相手方に警察官であることを知らしめる必要があるときをいうものとされている。

ウ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象保有個人情報1から11までを特定した上で、本件対象保有個人情報1から11までの警察職員の氏名、印影（以下「本件非開示情報1」という。）は条例16条2号及び4号に、警察職員の年齢（以下「本件非開示情報2」という。）は同条2号に、本件対象保有個人情報3から

6までの(2)に該当する「苦情申出に関する事実調査結果について(令和〇年〇月〇日付け)」のうち、「第2取扱状況等」の「2取扱状況」の「(1)保護等に関する取扱状況」アの非開示とした部分に記載されている情報(以下「本件非開示情報3」という。)は同条2号及び6号にそれぞれ該当するとして、本件一部開示決定を行った。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について

審査請求人は、非開示とした警察職員に対し警察手帳の呈示を求めることにより、当該職員の階級及び氏名を知ることができるため、条例16条2号ただし書イにより、開示されるべきである旨を主張する。

これに対し、実施機関は、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないこと、また、警察手帳の呈示は、警察官の個別具体的な職務遂行の状況により、特定人に対し警察手帳の呈示による身分の証明を義務付ける趣旨であり、その氏名の開示が一般的に義務付けられているものではなく、条例16条2号ただし書イに該当する理由とはならない旨説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1及び2は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例16条2号本文に該当する。

次に、条例16条2号ただし書該当性について検討するに、警察手帳規則等は、警察官であることを示す必要があるときに限り、警察手帳を呈示しなければならない旨を定めるものであり、全ての場合における警察官氏名の開示を義務付けたものとは認められない。また、処理規程等を確認したところ、苦情の処理手続において、苦情申出者等の関係者に警察職員の氏名を告知することを義務付けた規定等もなかった。

これらのことから、本件非開示情報1及び2は、条例16条2号ただし書イに該当するものではなく、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報1及び2は、条例16条2号に該当し、非開示が妥

当であり、本件非開示情報 1 について、同条 4 号の該当性を判断するまでもない。

(イ) 本件非開示情報 3 の非開示妥当性について

審査請求人は、本件非開示情報 3 について、通行人からの訴出内容は特定の個人を識別することはないし、個人の人格的利益も侵害することはないため、開示すべきである等と主張する。

これに対し、実施機関は、当該情報を開示することにより、訴出人、目撃者その他の関係者（以下「関係者等」という。）が特定される可能性があり、関係者等との信頼関係が崩れ、今後関係者等から協力を得ることができなくなり、聴取内容等必要な情報が得られなくなるなどの懸念から、広聴等の処理に係る事実調査の記載が形骸化し、正確な事実の把握が困難になるなど、広聴等処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある等と説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 は、訴出人が、特定の状況において知り得たことについて説明した内容に係る情報である。警察における各種活動における訴出等は、警察が関係者等の秘密を守るという信頼関係に基づき、関係者等が事案の早期解決を求めて訴出等を行い、自らが知り得る情報を警察に託しているものであると認められる。よって、訴出人を特定される可能性のある情報や訴出内容等を一部でも開示することとなると、関係者等との信頼関係が崩れ、今後、関係者等から各警察活動に関する協力が得られにくくなることを懸念して、広聴等の処理に係る事実調査の記載が形骸化し、正確な事実の把握が困難になるなど、広聴等処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報 3 は条例 16 条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 1 から 3 までに係る理由付記について

審査請求人は、本件非開示情報 1 から 3 までに係る理由付記について、複数の非開示箇所が存在するが、非開示箇所それぞれに対して、いずれに該当するのか不明であり、単に非開示の根拠を示すだけでは不十分で、条例 16 条 4 号の「相当な理由」も述べられていない等として、理由付記を規定する条例 14 条 5 項に違反

する旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件非開示情報1から3までの理由付記について、本件一部開示決定通知書の「3非開示とした部分とその理由」に、非開示部分、根拠規定及び非開示理由が明記されており、本件各対象保有個人情報の体裁や非開示部分付近の記載内容から判断することは十分に可能である旨説明する。

審査会が見分したところ、本件一部開示決定通知書には非開示部分が明記されている上、根拠規定及び非開示理由について、それぞれ条例16条各号であること及び当該規定を適用する根拠が理解できるように記載されている。また、本件対象保有個人情報1から11までを見分したところ、警察職員の所属及び階級並びに本件非開示情報2に続く「歳」等は開示されており、本件一部開示決定通知書に記載された「根拠規定及びその理由」はその記載内容や開示された部分から客観的に理解できるものとなっている。

したがって、本件一部開示決定通知書に係る理由付記が条例14条5項に違反するとは認められない。

また、条例16条4号の「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、実施機関の裁量を尊重する趣旨を示しているものと解され、「相当の理由」について、非開示理由に記載することを義務付けているものとは認められない。

オ 対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、本件審査請求後に改めて行った別件の開示請求において開示された保有個人情報の本件開示請求では開示されておらず、そのうち、「令和〇年〇月〇日地域第〇係の保護（苦情事案）の再現実施について」（以下「再現実施文書」という。）については、その表題が「苦情事案」と記載されていることから苦情処理として作成されたものであり、本件においても特定すべきであった等と主張する。

これに対し、実施機関は、本件開示請求書の「1請求に係る保有個人情報の内容」の記載内容から、苦情処理手続において作成された公文書のうち、開示請求者の個人情報を含むものを特定した旨説明し、審査請求人が主張する再現実施文書は、特定の保護手続において、その適正を担保するために作成したものであり、苦情処理手続において作成されたものではないため、本件開示請求に係る保有個人情報の対象にしなかった旨説明する。

審査会が、本件開示請求書の「1 請求に係る保有個人情報の内容」を確認したところ、実施機関が、その趣旨を苦情処理手続において作成された文書であると理解したことに、不自然・不合理な点は認められない。

また、審査請求人の主張する再現実施文書を確認したところ、保護の状況について再現した写真等が添付されていることから、保護手続の適正を明らかにするために作成されたものと認められ、苦情処理手続において作成されたものではなく、対象にしなかったとの実施機関の説明は首肯できる。

なお、審査請求人は、審査請求書等において、種々の主張をしているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表

本件対象保有個人情報	
1	<p>苦情処理一覧簿（B）</p> <p>（〇〇警察署、令和4年のもの）のうち開示請求者に係る部分に記録されている情報</p>
2	<p>業務に対する苦情・要望・意見（SSL）</p> <p>（令和〇年〇月〇日付け、整理番号 警視庁メール第〇号、〇〇警察署保有のもの）に記録されている情報</p>
苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0004号）	
3	<p>（1）広報課保有</p> <p>ア 上段決裁欄に決裁済と記載あるもの（「苦情受理報告書」を含む。）に記録されている情報</p> <p>イ 左上欄外に決裁欄があるもの（「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p> <p>（2）〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「苦情受理報告書」及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p>
苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0005号）	
4	<p>（1）広報課保有</p> <p>ア 上段決裁欄に決裁済と記載のあるもの（「苦情受理報告書」を含む。）に記録されている情報</p> <p>イ 左上欄外に決裁欄があるもの（「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p> <p>（2）〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「苦情受理報告書」及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p>

5	<p>苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0006号）</p> <p>（１）広報課保有</p> <p>ア 上段決裁欄に決裁済と記載のあるもの（「苦情受理報告書」を含む。）に記録されている情報</p> <p>イ 左上欄外に決裁欄があるもの（「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p> <p>（２）〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「苦情受理報告書」及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p>
6	<p>苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0008号）</p> <p>（１）広報課保有</p> <p>ア 上段決裁欄に決裁済と記載のあるもの（「苦情受理報告書」を含む。）に記録されている情報</p> <p>イ 左上欄外に決裁欄があるもの（「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p> <p>（２）〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「苦情受理報告書」及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）に記録されている情報</p>
7	<p>苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0001号）</p> <p>（１）広報課保有、上段決裁欄に決裁済と記載のあるもの（「苦情受理報告書」を含む。）に記録されている情報</p> <p>（２）〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「苦情受理報告書」を含む。）に記録されている情報</p>
8	<p>苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 広報課18号）</p> <p>（１）広報課保有、下段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「業務に対する苦情・要望・意見（SSL）」を含む。）に記録されている情報</p> <p>（２）〇〇警察署保有、左上欄外に決裁欄があるもの（「業務に対する苦情・要望・意見（SSL）」を含む。）に記録されている情報</p>

9	苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 〇〇—0002号）
	<p>（1）広報課保有、上段決裁欄に決裁済と記載のあるものに記録されている情報</p> <p>（2）〇〇警察署保有、上段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のものに記録されている情報</p>
10	苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号 広報課19号）
	<p>（1）広報課保有、下段決裁欄の署長（課長）の印影が〇〇のもの（「業務に対する苦情・要望・意見（SSL）」を含む。）に記録されている情報</p> <p>（2）〇〇警察署保有、左上欄外に決裁欄があるもの（「業務に対する苦情・要望・意見（SSL）」を含む。）に記録されている情報</p>
11	広聴（苦情以外）処理票（〇〇警察署、令和〇年〇月〇日受理、受理番号11号。決裁表を含む。）に記録されている情報